

会 議 録 目 次

平成 2 1 年第 1 回海田町議会 2 月定例会（第 4 日目）

平成 2 1 年 2 月 1 8 日（水）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 6 号議案	海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について……………	4
日程第 2	第 7 号議案	海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 3	第 8 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 4	第 9 号議案	職員の給与の特例に関する条例の制定について……………	4
日程第 5	第 10 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 6	第 11 号議案	海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 7	第 12 号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
日程第 8	第 13 号議案	平成 21 年度海田町一般会計予算……………	4
日程第 9	第 14 号議案	平成 21 年度海田町公共下水道事業特別会計予算……………	4
日程第 10	第 15 号議案	平成 21 年度海田町国民健康保険特別会計予算……………	4
日程第 11	第 16 号議案	平成 21 年度海田町老人保健特別会計予算……………	4
日程第 12	第 17 号議案	平成 21 年度海田町介護保険特別会計予算……………	4
日程第 13	第 18 号議案	平成 21 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算……………	4
日程第 14	第 19 号議案	平成 21 年度海田町水道事業会計予算……………	4
日程第 15	第 20 号議案	平成 20 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）……………	9
日程第 16	発議第 1 号	所得税法第 56 条の廃止を求める意見書案について……………	1 2
日程第 17	発議第 2 号	海田町議会の委任による町長の専決事項の指定について の一部改正（案）について……………	1 5
日程第 18	発議第 3 号	広島法務局海田出張所の廃止統合計画に反対する意見書	

案について..... 1 6

(閉 会) 2 1

会 議 録 (第 4 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |           |
|-----------------|---|-----------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 企 画 部           | 長 | 永 海 房 雄   |
| 総 務 部           | 長 | 園 山 純     |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 内 田 和 彦   |
| 建 設 部           | 長 | 久 保 伸 一   |
| 会 計 管 理 者       |   | 西 本 徹 郎   |
| 総 務 部 次 長       |   | 朝 倉 登 司 雄 |
| 企 画 課           | 長 | 大 久 保 裕 通 |
| 財 政 課           | 長 | 臼 井 真     |
| まちづくり推進課        | 長 | 細 川 真 示   |
| 総 務 課           | 長 | 植 野 敏 彦   |
| 生 活 安 全 課       | 長 | 金 子 幹 雄   |
| 住 民 課           | 長 | 飯 田 義 光   |
| 福 祉 課           | 長 | 窪 地 満     |
| 高 齢 福 祉 課       | 長 | 加 藤 一 生   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 佐 々 木 正 樹 |
| 都 市 整 備 課       | 長 | 木 原 晴 彦   |
| 建 設 課           | 長 | 畠 山 隆     |
| 下 水 道 課         | 長 | 野 間 宏 紀   |
| 教 育             | 長 | 正 木 洋     |
| 参 事             |   | 青 木 基 秀   |
| 生 涯 学 習 課       | 長 | 青 木 義 和   |
| 参 事             |   | 新 浜 憲 治   |
| まちづくり事務所        | 長 | 花 本 則 之   |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 |   | 湯 木 淳 子   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 次 長         | 新 谷 隆 司 |
| 主 任 主 事     | 中 村 修 介 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- |       |        |                                               |
|-------|--------|-----------------------------------------------|
| 日程第1  | 第6号議案  | 海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について           |
| 日程第2  | 第7号議案  | 海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第3  | 第8号議案  | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4  | 第9号議案  | 職員の給与の特例に関する条例の制定について                         |
| 日程第5  | 第10号議案 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第6  | 第11号議案 | 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第7  | 第12号議案 | 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第8  | 第13号議案 | 平成21年度海田町一般会計予算                               |
| 日程第9  | 第14号議案 | 平成21年度海田町公共下水道事業特別会計予算                        |
| 日程第10 | 第15号議案 | 平成21年度海田町国民健康保険特別会計予算                         |
| 日程第11 | 第16号議案 | 平成21年度海田町老人保健特別会計予算                           |
| 日程第12 | 第17号議案 | 平成21年度海田町介護保険特別会計予算                           |
| 日程第13 | 第18号議案 | 平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計予算                        |
| 日程第14 | 第19号議案 | 平成21年度海田町水道事業会計予算                             |
| 日程第15 | 第20号議案 | 平成20年度海田町一般会計補正予算（第6号）                        |
| 日程第16 | 発議第1号  | 所得税法第56条の廃止を求める意見書案について                       |
| 日程第17 | 発議第2号  | 海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）について         |
| 日程第18 | 発議第3号  | 広島法務局海田出張所の廃止統合計画に反対する意見書案について                |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第18に至る各議案でございます。

この際、日程第1、第6号議案から日程第14、第19号議案までを一括議題といたします。

去る6日の本会議において予算審査特別委員会に付託いたしました各案件について、予算審査特別委員会委員長から委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、宮坂議員。

○予算審査特別委員会委員長（宮坂）それでは、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成21年2月6日付で付託されました案件を審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告をいたします。

付託案件は、第6号議案から第19号議案に至る14議案でございます。

審査経過でございますが、平成21年2月6日、本会議において議員14名で設置された本委員会は、2月9日から4回の委員会を開催し、審査案件について、町長以下執行部関係職員の出席を求め、次の日程で質疑を行い、慎重に審査をいたしました。第1回目は、2月9日9時から工事関係の現地調査を行いました。第2回目の2月10日から第4回目の2月13日までは、会議室において慎重に審査をいたしました。

審査の結果でございますが、第6号議案から第11号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第12号議案については、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。第13号議案から第19号議案については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。なお、第12号議案について、前田委員から「介護保険におけるサービスについて、施設入所のための待機者等、在宅で介護を行う者へ対する措置は何らないとのことであり、介護サービスを利用できる者とできない者、施設等へ入所した者と在宅で介護を行う者との間で不均衡が生じており、このような問題の改善・解消のため、在宅で介護を行う者等への何らかの給付・措置等が図られるよう努力されたい」との意見があつことを申し述べておきます。

以上で予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（原田）以上で委員長報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これより各議案ごとに順次採決を行います。

まず、第6号議案、海田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第6号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第7号議案、海田町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第8号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第9号議案、職員の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第10号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第11号議案、海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございしますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第11号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第12号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第13号議案、平成21年度海田町一般会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第14号議案、平成21年度海田町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第15号議案、平成21年度海田町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第15号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第15号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第15号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第16号議案、平成21年度海田町老人保健特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第16号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第16号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第16号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第17号議案、平成21年度海田町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第17号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第17号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第17号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第18号議案、平成21年度海田町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第18号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第18号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、第19号議案、平成21年度海田町水道事業会計予算についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第19号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第19号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第15、第20号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いします。第20号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算(第6号)について。平成20年度海田町一般会計補正予算(第6号)は、定額給付金事業及び子育て応援特別手当事業に係る追加の予算措

置を行うため、歳入歳出それぞれ4億8,190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,955万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）第20号議案、平成20年度海田町一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料35の「平成20年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。それでは、資料の2ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費の定額給付金事業につきましては、定額給付金及び関係事務費として4億6,065万9,000円増額するものでございます。次に、民生費の児童福祉費の児童福祉総務費の子育て応援特別手当事業につきましては、子育て応援特別手当及び関係事務費として2,125万円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金の児童福祉費補助金につきましては、子育て応援特別手当交付金として1,998万円、子育て応援特別手当事務取扱交付金として127万円増額するものでございます。次に、総務費国庫補助金の総務費補助金につきましては、定額給付金給付事業費補助金として4億3,920万円、定額給付金給付事務費補助金として2,145万9,000円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第20号議案をお願いします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億1,955万3,000円とするものでございます。次に、議案の3ページの「第2表 繰越明許費補正」についてご説明いたします。総務費の総務管理費の定額給付金事業につきましては、年度内の事業完了が見込めないため、4億6,065万9,000円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、民生費の児童福祉費の子育て応援特別手当事業につきましても、年度内の事業完了が見込めないため、2,125万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。以上で平成20年度海田町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。まだ国の予算が審議中でありますけれども、もしこれ

が通らなかった場合はどういう措置をされるのかが1点。

もう一つは、これに対する町費の持ち出しがいろんなことで出てくるのではないかというように思うんですが、この間の説明では全くそれは国から補てんをするという説明がありましたけれども、半年後にこれが時限立法のような形で切れるというのがありますが、これまでの間、町の持ち出しはあるのかどうか、お尋ねします。

もう一つ、3つ目です。この制度は3年後の消費税のアップとセットになっておるんですね。やろうというものは私ももらいますけれども、しかし、3年、5年のスパンで見るとかなりの、消費税が一時的には上がったとしても、この5年間で見ればますます低迷になるというような、こういうことが考えられますけれども、町長はこの件についてどう思われますか、お尋ねします。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川）まず1点目でございますけれども、この関連法案が否決された場合は、このたびの補正予算は執行残として処理されることになります。

それと、2点目の町費の持ち出しはないかとのことご質問でございますけれども、今から事業実施に当たっては町費の持ち出しはございません。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）消費税の件でございますが、まだこれは国の方の決定していないものを今私の方で答弁することはできない、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ意見はあろうと思うんです。町民の中でも、もらいたいという人もあるし、だけれども、今後消費税がセットであるということから、批判がかなりあるんです。全国的に見ても、余りいい制度ではないという批判があって、いろいろ議論を重ねておるところですね。私はもっと、法で決まってくるからそうなんですけれども、もっと町に刺激があるような、そういう制度にやっぱりすべきだと思うんです。例えばいっぱいプレミアムのついた商品券を売ったりしておるんです。そういうところに回せるような方法が一番いいと思うんですがね。それが法律によってできないということになれば、町民をいかにしてそういう、消費の拡大、景気の回復のためにということで提案されておるんですが、私はこれは政府の失策だというように思って仕方がないんですが、その点についてどう思われるかというのをさっきお尋ねしたんですが、明確でなかったなので、もう一遍お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）政府の失政に対してとか、姿勢に対して、一自治体の長としての答弁は控えさせていただきたいと思いますが、町の活性化については、先般も商工会ともいろんな形で、今後はどうあるべきかということを含めて地域振興券等の発券をしたいという意向が来ましたので、また改めて皆さんに相談をしてやっていきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第20号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第20号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第16、発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）所得税法第56条の廃止を求める意見書。

中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきた。その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっている。家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけている。

また、業者婦人（配偶者）の労働を個人の働き分として正当に評価することは、21世紀の国のあり方を決める国の最重要課題と位置づけられる男女共同参画社会を実現する点からも、求められている。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾している。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を必要経費」として  
いる中、大きな見直しを求める声も出ている。税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業員の人権保障の基礎をつくるためにも、所得税法第56条を廃止することを求める。確保対策の充実強化が講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。読み上げて提案に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）先ほどの説明の中に、青色申告と白色申告の差は歴然としているんですけども、できるならば白色ではなくて青色申告の方がより明確な制度だと思いますけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）納税者は法律や憲法に基づいて自主というのがあるわけですから、青色にしようとして白色にしようとして、自主申告の基本的な立場があります。それを選択するのは納税者ですから、どちらを選んでも納税者が有利なように、あるいは青色申告と差別をされないように、これをやっていくのが本来の姿だというように思いますが、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書案に対し、反対の立場で討論を行います。

この第56条は、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例でございます。この特例は昭和25年の改正において創設されました。我が国の所得税は伝統的な家族制度を反映して、創設以来、同居する家族の所得はすべて合算し、これに対して累進課税

を適用する制度がとられてまいりました。第2次大戦後、家の制度が廃止されました。それに代わりまして同居親族の所得を合算する制度が設けられましたけれども、実質的には従来と大差のない制度が維持されてまいりました。このように、戦前及び戦後しばらくの間は世帯単位課税が行われていました。ところが、シャープ勧告はこのような制度を同一の生活水準、同一の担税力水準にある納税者より高い税率で課税する不公平な制度と非難し、合算制を廃止して個人別に課税するよう改め、ただ要領のよい納税者に対する抜け道封じのために個別申告制の制限措置として、1、納税者と同居する配偶者及び未成年者の取得所得は納税者の申告書に記載させ合算して課税する、2、納税者の経営する事業に雇用されている配偶者及び未成年者の給与所得は納税者の所得に合算するように勧告をいたしました。それから何度か改正されておりますけれども、昭和20年の改正におきましては、個人事業者に対する青色申告制度の普及を奨励する見地から、青色申告者について当該事業に専従する親族に支払う給与の必要経費算入を認める専従者控除制度が創設され、本条に第2項として追加されております。また、昭和36年の改正におきましては、青色申告者とのバランスから、白色申告者に対しても一定の控除を認める白色専従者控除制度が設けられ、本条に第3項として追加されております。また、昭和40年の改正におきましては、所得税法の全文改正が行われ、本条から専従者控除制度の規定が分離され、本条は56条専従者控除の規定は第57条として置きかえられてきております。よって、この第56条は廃止するに至らず、本議案に反対をいたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。岡田議員。

○4番（岡田）4番、岡田です。発議第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書に賛成の討論を行います。

夫婦や家族の労働で支えられている零細業者は、所得税法56条により不当な低賃金に抑えられています。事業主の妻または夫は1年間働いて86万円、その他の家族は50万円という金額が専従者控除とされています。そして、零細企業の事業主は給料を取ることができず、営業利益から38万円の基礎控除を超えた部分に税金がかかる仕組みとなっています。このことは、交通事故に遭っても補償金が少なく算定されたり、子どもを幼稚園に入園させたくても、家族が家で働いていることで入園手続きが手間取ったりしています。そして、1年間精いっぱい働いても給料が取れないために、国民年金に加入するしかなく、高齢になっても生活できる年金もありません。親の後を継いで商売に励むという子どもたちにも誇りを持って事業を継続させることが難しい実態もあります。この

所得税法56条は封建時代の家族制度をもとにした明治憲法をそのまま引き継いだ歴史の遺物であります。個人企業でも、青色申告にしたり法人を設立すれば給料が取れるようになっていきます。しかし、多くの零細企業は事務員を雇うことができなかったり、税理士に依頼する経済力さえありません。今年も所得税の申告時期がやってまいりました。所得税の申告が終わると消費税の申告納税、そして町県民税、健康保険税、介護保険料、国民年金納付、固定資産税と、次々に高額な納税がやってまいります。大不況の中、中小零細企業にとって納税は死活問題でもあります。納税ができなければ、銀行からの融資もありません。また、社会保障からも切り離されてしまいます。所得税法56条には、居住者と生計を一にする配偶者、その家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとなっています。家族が何人働いても、給料が必要経費として認められていません。憲法は一人ひとりの人格・人権を保障しております。家族労働を人として正當に評価すべきです。よって、憲法に違反するこの所得税法56条の廃止をする意見書に皆さんのご賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、発議第1号について採決を行います。この裁決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第1号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立少数と認めます。よって、発議第1号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第17、発議第2号、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての一部改正（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案につきましては提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第2号についてを採決を行います。お諮りいたします。

発議第2号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第18、発議第3号、広島法務局海田出張所の廃止統合計画に反対する意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案につきましては提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第3号についてを採決を行います。お諮りいたします。

発議第3号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。また、各種関係団体等に対しましてもその写しを送付し、協力を求めることといたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

この際、慣例により海田町議会議員互助会の表彰式を行います。事務局長。

○議会事務局長（飯森）それでは、海田町議会議員互助会永年表彰を行います。お名前をお呼びいたしますので、前の方へお願いいたします。勤続15年表彰でございます。宮坂二郎議員。

○議長（原田）表彰状。宮坂二郎殿。あなたは、海田町議会議員として永年地方自治の発展・伸長に寄与されました。その功績は誠に顕著であります。よって、これを表します。平成21年2月18日。海田町議会議員互助会会長、原田幸治。どうもおめでとうございます。

（記念品授与）

○議会事務局長（飯森）続きまして、銀婚祝い金を贈呈いたします。多田雄一議員。

○議長（原田）どうもおめでとうございます。

（記念品授与）

○議長（原田）以上で表彰式を終わります。

この際、今期をもって引退を表明される方がおられます。あいさつの申し出がありますので、これを許します。住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉議員最後の発言でございます。議会を去るに当たりまして、あいさつの機会を与えていただきましたことに対して心から感謝を申し上げ、お礼を申し上げます。

25年間勤務したことになりますが、その間に議長に3回立候補いたしまして、3回と

も1票差ぐらいで落ちております。そのほか、副議長、常任委員長、特別委員長、数多くの委員長を経験させていただきました。その間、皆様のご協力、ご指導をいただきまして、まずまずの勤務をいたしまして終了できることを、あわせて皆さんに感謝を申し上げます。

あんまり短くやってもあれでしょうから、最初に私が出たころの議会の状況といえますか、なぜ出てきたのかということをご説明申し上げます。私より古い人はもう佐中さんしか残っていないので、あとはご存じでないと思いますので。自衛隊に30数年間勤務し、定年になって、東洋信託銀行というところの顧問という名の営業マンで勤務しております。その後、それより前から、議会に出てもいいなという感じは持っておりました。ちょうど自衛隊の定年前ごろ、町の情報が自衛隊に入ってこない大きな問題があったわけです。それは今のバイパスです。このバイパスを建設するための用地の取得について、自衛隊には一切情報なしで話が進められておって、急に、当時の建設省、県、町の担当者が来て説明したというふうな状況で、司令部の上層部は非常に怒り心頭でございました。その中でちょうど私は司令部に勤務しておりましたので、定年前なので、定年になったらぜひ出て町の情報を知らせてくれというふうなことがございました。そんな中で、定年になって1年ぐらいたったときに当時の議長のサカモト議長さんから、住吉さん、ぜひ議会に出てくれんかという要請があって出たわけです。なぜかと申しますと、当時、コザクラキョウコさんというたんですかね、美人の女性がおられて、その方が、松くい虫の防除等をやれば広大生を連れてきてヘルメットに鉢巻きで山に座り込むというふうな状況でやったような人が議会に立候補される。そうすると、役場の中に組合ができ、赤旗が立つので、それを阻止するために出てくれというようなことを言いましたけれども、そういう目的で出たのではないですが、要請されれば出ましようということで、外におったから、女房にも相談しないで、立候補することを決めて出ました。ところが、非常に厳しい状況で、4名の立候補者がおりました。補欠選挙ですから、前の加藤町長が町長に立候補されたときと同時の補欠選挙、便乗選挙ですからね。その中で、その前の熊野神社の亡くなられた神主さん、それから、キムラさんといって、小学校のPTAの会長なんかをやっておられた方、それからさっきのコザクラさんと私と、4名でしたけれども、あとは全部がおりられまして、私1人が残って無投票で出たわけです。それはなぜかという、自衛隊の情報が本当に入っていなかったんですね。自衛隊には若い隊員もおりまして、二千数百名、当時司令部でおったんですが、家族を入れ

ると三千数百あるいは4,000になるのではないかというふうな票があるという誤った情報というか、認識を立候補者が全部持っておった。海田の町長もそうですよ。わしが入ってみて、自衛隊の状況をわかっていなかった。そういう状況であつたので、私は救われて無投票で出たわけです。そういうことで出ております。

それから、割方、53歳ぐらいで出たわけですが、昨日いろいろ資料を整理しておりましたら、当時なかなか張り切っておったんだなということがありまして、これは共産党さんがこんな新聞を2回も出してきて町内を宣伝して歩いてくれました。その最初の10カ月ですね、補欠選挙の任期の10カ月の間に。それはどういうことかといいますと、ちょっと紹介しておきましょうか。「住吉議員の発言を切る」と。「町民の願いに逆行した軍拡論者である。憲法違反の自衛隊13師団の代弁者に町政の支配を許すのか」というふうなことを書いております。ちょうど任期の切れる前ごろ、私が反対討論をしておるわけですよ。共産党さんが出してきた議案に対して私が反対討論をしたために、こういう新聞を配り、町内を放送して歩いてくれました。ありがとうございました。もう一つは、すぐ引き続いてやはり任期中に「住吉議員の恐るべき暴言」。反共や軍国主義者というふうなことを書いている。それは、スパイ防止法を制定すると。国が制定したんですかね。そのときに国家機密法に反対する意見書を佐中さんと社会党の4名でもって出したんですね。それに私がやはり反対討論をしたんです。これはなかなか勇気の要ることですよ。最初の1期の10カ月の間に2回反対討論をやったんです、堂々と。文句はこゝへ書いておりますけどね。要旨だけ読んでみましょう。「秘密保護法は常識である。報道の自由は節度が必要で、取り締まるべきだ。死刑でも償えるものではない。他国ではそういう秘密漏えいをした場合はすぐ銃殺だ」と。特にソ連のことを強調しておるんです、そのときに。ソ連ではすぐ銃殺をしておるというふうなことを言っております。「反共主義と時代錯誤の討論を行いました。平和民主主義を守るべき町議会議員が憲法じゅうりんの暴言を吐くとは、まさに異常事態です」というような宣伝をしてくれましてね。それから、その次の選挙には町内を、そういう住吉が立候補しておる、それはけしからんということで宣伝して歩いてくれまして、私の選挙事務所の前に来てやってくれたんですね、佐中さんらがスピーカーで大きな声で。右翼が来まして、住吉さん、あれは大変なことじゃけん、手伝うちゃろうと言いましたけれども、要らんと。むしろ、その当時は共産党さんが宣伝してくれることが僕のプラスになるんだというふうに考えておりまして、自分で処理するから大丈夫だと言って断りましたけれども、実際に住吉、住吉と

いうのを共産党のスピーカーでやってくれたので、大いに宣伝になったのではないかと。その当時はかなり高率の票を獲得いたしまして、トップに近いような票をいただいて当選しております。

そんなことがありましたけれども、それは五十三、四歳のころで、本当に新米でしたが、そういう反対討論を堂々とやってきたんだと。今の若い議員さんに、もう2年も3年も、1期の4年が来て、そのぐらいのことをやってほしいなという考えを持っておるので、こういうことを参考のために申し上げました。実際には、もう78歳になりましたから、75歳を過ぎると判断力が鈍るんです。人によるから、わかりませんよ。人のことは言えませんが、判断力が鈍ってくる。77歳になるとさらに鈍ってくる。1年ごとにすごく鈍ってきて、これではどうにもならん、こんなことをしておったのではだめだということで、若い者に交代しようということで私は引退することになりました。本当に長くいろんなことをしゃべりましたけれども、25年の間、皆さんの本当に心温まるご指導とご協力をいただきまして、つつがなくと言っては語弊があるかも知れませんが、任務を終了することができましたことを心からお礼を申し上げまして、あいさつに代えます。ありがとうございました。

○議長（原田）この際、海田町議会議員互助会から記念品の贈呈を行います。

（記念品授与）

○議長（原田）どうも大変ご苦労さまでございました。

○14番（住吉）ありがとうございました。それでは、遠慮なくいただきます。ありがとうございます。

○議長（原田）大変ご苦労さまでございました。これからもどうぞお体に留意されまして頑張ってくださいと思います。

この際、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。定例会終了に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、先ほど表彰を受けられました宮坂議員、また、お祝いを受けられました多田議員に心よりお祝いを申し上げます。誠におめでとうございます。

次に、専決処分についてお願いでございますが、今国会で地方税法の一部を改正する法案が審議されております。この法案が成立しますと、課税事務上の必要がございますので、海田町税条例の一部を改正する条例を専決処分させていただく予定にしております。

ますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、去る２月４日から開会の海田町議会定例会におきまして、議員の皆様方には本会議及び予算審査特別委員会で慎重かつ熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。おかげをもちまして、本日、平成21年度一般会計予算をはじめ、関係諸議案に多数のご賛意を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。審議の過程におきまして皆さんから賜りましたご意見やご提案は新年度の諸施策の執行に当たり、できる限り考慮してまいりたいと考えております。

議員の皆さんにおかれましては、３月31日をもって任期満了を迎えることに当たり、３月22日には町議会議員選挙が施行される見込みとなっております。大部分の議員の皆さんが引き続き立候補されるように聞いております。立候補される皆さんにおかれましては、必ずや議席を確保されまして、この議場で再びお会いできるよう、心から検討をお祈り申し上げます。

また、ご都合により今期で議員生活から離れられます住吉議員には、長年にわたり町政にご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後とも、町政に対し、その経験を活かされましてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、春の気配が漂い始める季節でございますが、まだまだ寒い日がございます。どうか健康に留意され、今後ますますの活躍を心からお祈り申し上げ、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（原田）閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会は、平成21年度予算をはじめ多数の重要案件を審議する極めて重要な議会でもございました。議員各位におかれましては、これらの審議に当たっては去る２月４日から本日まで誠に真剣に熱意あふれるものがあり、ご精励に対し深く敬意をあらわすものでございます。また、執行部におかれましては常に紳士的な態度をもって誠意を尽くした説明をされ、衷心より深くお礼を申し上げます。審議の経過で議員各位から述べられました意見や要望が十分反映されますよう特段の配慮を払われ、町政発展のため住民自治の原点に立ち返り、なお一層の努力をされることをお願い申し上げます。

さて、議員の皆さんには３月の任期満了を前に、議場においてお目にかかるのは本日で最後になろうかと思えます。激動の日々でしたが、本町が単独町政の維持へとかじをとり、新たなまちづくりへの再出発となった４年間でございました。この間、様々な出

来事が脳裏をよぎりますが、中でも、海田市駅のバリアフリー化と快速列車の停車を求めた意見書を手に携え、永田町を訪れたことが今も鮮明に思い起こされます。議員の皆さんの熱き思いが国を動かし、現在、海田市駅のバリアフリー化が日々進展しております。

4月には新たに選出された議員による議会が招集されますが、次の選挙に立候補を予定されている皆さんには見事当選の栄を得られ、再びこの議場で相まみえんことを切に願っております。

また、ご勇退される方、再出馬される方、それぞれ健康に十分注意され、今後も本町発展のためご尽力賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様のご協力によりまして議長としての職務を完遂できましたことに厚くお礼を申し上げ、私の感謝の気持ちの言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

以上で本日の会議を閉じます。これにて、平成21年第1回海田市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前9時56分 閉会